

第3 1 贈与

1 贈与契約の意義（変更）

民法第549条

贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思表示をし、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。

（改正前民法549条）

贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思表示をし、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。

改正前民法549条は、贈与の目的物につき自己の財産であることを要件としているため、他人物の贈与が認められないかのような規定となっていた。

しかし、判例では他人物贈与も有効と解されていることから、これを明確化した。

2 書面によらない贈与の解除（変更）

民法第550条

書面によらない贈与は、各当事者が解除をすることができる。ただし、履行の終わった部分については、この限りでない。

（改正前民法550条）

書面によらない贈与は、各当事者が撤回することができる。ただし、履行の終わった部分については、この限りでない。

改正前民法550条は、贈与の解消の意思表示を撤回と規定していた。これは平成16年の民法改正の際、従前「取消」と規定していたのを変更したものである。

ところが、撤回という用語は、本条以外では（例えば改正前民法407条、同521条等）、いずれも意思表示の効力の消滅という意味で使用されており、契約の効力の消滅を意味するものとしては、本条以外に用いられていなかった。

そこで、撤回という用語を改め、解除と規定し直すこととなったものである。

3 贈与者の引渡義務等（変更）

民法第551条

(1) 贈与者は、贈与の目的である物又は権利を、贈与の目的として特定した時の状態で引き渡し、又は移転することを約したものと推定する。

(2) 負担付贈与については、贈与者は、その負担の限度において、売主と同じく担保の責任を負う。

（改正前民法551条）

1 贈与者は、贈与の目的である物又は権利の瑕疵又は不存在について、その責任を負わない。ただし、贈与者がその瑕疵又は不存在を知りながら受贈者に告げなかったときは、この限りでない。

2 負担付贈与については、贈与者は、その負担の限度において、売主と同じく担保の責任を負う。

まず、贈与者の義務の確定時期について、特定物の場合には贈与契約締結時となることは当然である。不特定物の場合には、それが贈与の対象として特定された時点となるため、それ以前の段階では、贈与者の注意義務は軽減されない（特定前に引き渡そうとした物に損傷があった場合には、贈与者は契約の目的に適合する別の物を贈与する義務がある）。

その他、贈与者の義務内容や、受贈者の贈与者に対する権利行使の内容については、前者は贈与の趣旨から、後者は債務不履行の一般原則によって導かれることとなる。